

東京消防庁・神戸市消防相互応援協定

協定締結日 平成18年12月26日

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁及び神戸市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次に掲げる災害であって、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

（応援）

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

- 2 応援要請があったときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。
- 3 応援要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに要請側の消防長に通報するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、協定都市の消防長は、応援要請のある前であっても、一方の協定都市において災害が発生したことを覚知し、かつ、その応援が可能なときは、航空隊の出場等必要な措置をとることができるものとする。

（航空隊の指揮）

第4条 出場した航空隊は、要請側の長若しくは消防長又はこれらの者が災害現場ごとに指定した者の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に当たって要した通常的経費のうち、人件費、消費燃料費等、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援都市（以下「応援側」という。）の負担とする。ただし、応援側と要請側が協議して定める経費についてはこの限りではない。

（補則）

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

（協定書の保管）

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年12月26日から効力を生ずる。

平成18年12月26日

東京消防庁

消防総監

関 口 和 重

神 戸 市

市 長

矢 田 立 郎